

平成29年11月6日

**(名称)**

第1条 本会は、落下物防止等に係る総合対策推進会議（以下「総合対策推進会議」という。）と称する。

**(目的)**

第2条 総合対策推進会議は、近時の航空機からの落下物、部品脱落事案の状況等にかんがみ、落下物等の未然防止対策及び事後の迅速な事案究明・対応等を総合的かつ迅速に推進することを目的とする。

**(構成)**

第3条 総合対策推進会議は、別紙に掲げる構成員及びオブザーバーで構成する。ただし、第4条第1項に規定する座長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーの追加又は関係者の出席を求めることができる。

**(座長の任命等)**

第4条 総合対策推進会議に座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。

2 座長及び座長代理は、事務局の推薦により構成員の確認によってこれを定める。

3 座長は、総合対策推進会議の議長となり、議事の進行にあたる。

4 座長に事故があるときは、座長代理がその職務を代理する。

**(ワーキンググループの開催)**

第5条 座長は、必要に応じ、特定の課題について検討を行うため、総合対策推進会議の下にワーキンググループを開催する。

**(事務局)**

第6条 総合対策推進会議の事務局は、国土交通省航空局に置く。

**(議事の公開)**

第7条 総合対策推進会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

2 総合対策推進会議の資料については、特段の理由がある場合を除き、公開とする。

3 総合対策推進会議の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

**(守秘義務)**

第8条 構成員及びオブザーバーは、総合対策推進会議及びワーキンググループを通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

**(雑則)**

第9条 本要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 落下物防止等に係る総合対策推進会議 構成

### 【構成員】

#### (学識経験者/有識者)

- ・ 加藤一誠 慶應義塾大学商学部教授
- ・ 小林宏之 航空評論家
- ・ 鈴木真二 東京大学工学系研究科教授

#### (メーカー)

- ・ ボーイングジャパン
- ・ エアバス・ジャパン
- ・ エンブラエル
- ・ ボンバルディア
- ・ 三菱航空機

#### (関係団体)

- ・ 国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構(JAXA)
- ・ 公益社団法人 日本航空機操縦士協会(JAPA)
- ・ 公益社団法人 日本航空技術協会(JAEA)
- ・ 一般社団法人 日本航空宇宙工業会(SJAC)
- ・ 公益財団法人 航空輸送技術研究センター(ATEC)
- ・ 一般財団法人 空港環境整備協会

#### (空港会社)

- ・ 成田国際空港株式会社
- ・ 関西エアポート株式会社
- ・ 中部国際空港株式会社

#### (国)

- ・ 国土交通省航空局関係各課

### 【オブザーバー】

- ・ 定期航空協会
- ・ 成田国際空港 航空会社運営評議会(AOC)
- ・ 東京国際空港 航空会社運営評議会(AOC)
- ・ 関西国際空港 航空会社運営評議会(AOC)